

2004年10月20日

新計画策定会議議長 近藤駿介殿
新計画策定会議 委員各位殿

平野良一
(核燃料廃棄物搬入阻止実行委員会 共同代表)

策定会議への意見書

基本シナリオの評価にあたっては、
シナリオ④(当面貯蔵)を選択されるよう提言します。

一昨18日付のマスコミ報道によると、原子力委員会の方針が現行核燃料サイクル路線維持に固まり、事実上の六ヶ所再処理工場の06年操業へゴーサインと伝えられた。

核燃料サイクル政策の中核施設立地点でありながら直接会議傍聴の機会もなく、情報量も乏しい青森県ではあるが、本日開催される「ご意見を聴く会」での発言等も参考にされて策定会議に於いて論議が続くものと信じていたことが、裏切られた想いがした。マスコミ側の憶測によるフライングとするならば原子力委員会側からの抗議声明があつて然るべきに対応がみられなかったことは、原子力委員会への信頼を損ねたと同時に、青森県民を愚弄するもので原子力委員会と策定会議議長に強く抗議するものである。

現在進行中の策定会議の論議も事業者と行政側の論理だけが優先されて、地域に生活を営む住民の存在が無視されていることを憂慮している。この地に住む者としては、何故に六ヶ所再処理工場の操業決定を急ぐのか理解できない。客観的には急ぐ必要もないし、むしろ十分な時間を費やして国民合意を形成することこそ肝要と思われる。「拙速は避け、核燃料サイクル政策の方向性に時間をかけよ」と叫べると共に、2010年頃の次次回長計改訂時までには、シナリオ④(当面貯蔵)を選択されるよう提言するものである。

理由

1. 青森県民の多くは、核燃料サイクル政策を容認していない。

青森県が昨03年10月に実施した県民意識調査では、核燃料・原子力関連施設の安全性に不安を感じている人が81.6%と圧倒的多数であり、現在策定中の青森県「生活創造推進プラン」案での原子力関連施設安全対策に満足している人の割合・現状値を5.7%と認識しておりながら、08年度までの期待値(目標値といえずに)を30%という低い満足値に設定せざるを得ない程厳しい状況であることを示めている。

立地基本協定締結後20年近く経過し、現実に関連施設の稼働後12年を経た今日でも尚かつこのような実態である。地元発行紙の東奥日報社の調査でも、「迷惑施設であり誘致すべきでなかった」というのが約46%と複数回答のトップを占めている等、青森県民が三村県知事の言う如く素直に「国策」を追認しているとは言い難く、むしろ核燃料サイクル政策を拒否し容認していないというのが実状である。

2. 安全の確保と環境適合性に問題がある。

事業の中核的存在である六ヶ所再処理工場は、使用済燃料受入・貯蔵プールの漏水問

題に端を発して建設時の品質保証体制に重大な欠陥があったことが指摘され、国の原子力安全・保安院が事業者改善策を適正と評価したものの、通り一遍の説明会が実施されたのみで説明責任を果たしたとは思われず、青森県民の間には依然として事業者に対して強い不信感がある。青森県も含めて三者には、「倚らしむべし、知らしむべからず」の感覚が強く、信頼性の欠落と不信感の増幅を生んでいる。

日本原燃が実施した施設の総点検にしても、大半が書類点検に過ぎず現品点検は殆ど実施されていない。昨今の原子力施設に於ける一連の重大トラブルは、書類やデータのゴマカシや現品点検が軽視されてきたことに多くが起因し、特に経営合理化と称する費用節減による二次系や傍系設備に集中している傾向が強い。

六ヶ所再処理施設でも、昨年12月に申告がなされた「日本原燃再処理施設の試薬液封対策」に関して本年6月、原子力施設安全情報申告調査委員会からプレス発表があったが、日本原燃HPを含めて青森県内での説明は一切行われていない。しかも上記プレス発表内容からは、「安全確保上の評価を的確に行っていたか否かについては、記録などにより明確な形で確認することはできなかったが、……安全確保上の問題はなかったと判断される」とか、「今後の日本原燃の品質保証体制の確立に向けた改善策の実施状況を引き続き注視していくこととする」などと、歯切れが悪く責任回避としか感じられない文言が多い。

品質保証体制改善策は作成されたものの未だその実が構築されたとはいえない段階に加えて、規制監督官庁である原子力安全保安院の体質が今次美浜原発二次配管破断死傷事故に関連して露呈したように無責任な状態では、安全性が確保できるとは到底思えない。更に、クリプトンの大気中放出やトリチウムの捕捉等も、コスト高と開発途上を理由に垂れ流し状況に近いまま放置することは、地球が病んでいると言われる今日環境保全上でも許されない。

3. 再処理操業・稼働の緊急性はない。

再処理抽出プルトニウムのプルサーマル利用によって1～2割程度のウラン資源節約効果があるとはいうが、近々にプルサーマル実施の可能性も至って低く、しかも我が国のプルトニウム管理状況は前年度末で40トンを超えており、ウラン燃料資源も当面は逼迫した状況下ではないはずである。従って、格別に六ヶ所再処理工場の稼働を急がなければならない理由もなく、電力業界挙げて不退転の決意で取り組んでいるというプルサーマル用MOX燃料にしても現在管理中のプルトニウムを充てることで対応可能ではないか。現にフランスでの委託再処理によって回収され保管中のプルトニウムでは、最近3年間で約399kgの核的損耗(プルトニウム241→アメリシウム241)していることも明らかにされている事実からも、また核不拡散体制の充実と平和利用限定への国際約定透明性確保のためにも海外抽出プルトニウムの優先利用を図るのが筋道であろう。

電気事業者が掲げているプルサーマル計画も、2010年までに実現性があると思われるのは、目下のところ四電・伊方原発と九電・玄海原発の原子炉2基のみであり、少なくとも2010年頃の次次回原子力長計改訂時までは、国内でのプルトニウム抽出に通ずる六ヶ所再処理工場を稼働させねばならぬ必要性はない。

4. 使用済燃料対策は発生者責任で対処すべきである。

原子力発電所の運転を継続するためには、原発サイトから六ヶ所再処理施設若しくは中間貯蔵施設に使用済燃料を搬出し続けねば福島第二及び高浜原発に於いては、サイト内残存容量が今年度中にも管理容量を超過する可能性を示す表が策定会議に提出されて

いる。そしてシナリオ③(直接処分)選択の場合は、2050年度頃までに順次9～12箇所の間貯蔵施設の必要が生じたり、代貸エネルギー確保上の新たなコスト発生すること等を挙げ、青森県と電気事業者間で交わした覚書まで提示しながら、暗に各原発サイトから六ヶ所再処理施設に使用済燃料の搬出が続行されなければ運転休止もあり得るかのような脅しをかけている。しかし、福島第二からは注書きにもあるように今年度約115tUの搬出実績があり運転可能サイクル数0回からは脱出している。また、福島第二と同様に今年度内に運転可能サイクル数が0回に達するとされている高浜原発では、3・4号炉の貯蔵ピット増強工事が行われているはずであり、そのことの注書きが無いこと等何かしら計算された作為の存在を疑がわざるを得ない。

いずれにしても、使用済燃料処理問題は発生者責任において対応すべきであって、六ヶ所村や青森県、むつ市等が責任を負うべきものではない。少なくとも、ここ4～5年の間に先々どのような選択肢で核燃料サイクル政策の方向付けをするかの議論中は、事業者と原発立地自治体間に於いて対応を協議するべきである。

5. 六ヶ所核燃料サイクル施設の将来図が明確でない。

六ヶ所現地は核燃料サイクル事業から生ずる放射性廃棄物の集積場でもあるが、今日まで低レベル廃棄物についての最終規模(ドラム缶換算で約3百万本)を除いて、他の放射濃度レベル廃棄物についての最終集積規模が明確に示されないままに事業が進行していることにも、住民の不安と不信感が増幅している原因がある。

海外返還高レベル廃棄物については「最終処分場にしない」旨の確約書が存在しているが、それにも30～50年間の何時の時点までに搬出されるのか、或いは処分場の決定が遅れるような事態発生の場合にはどのように処置されるのか、等々についての取り決めはなされていない。むしろ同一処分方式の廃棄物は同一の処分場で処理されるのが好ましいとされている等の論議情報のみが入り、商業炉以外での発生廃棄物(RI廃棄物等)の受入やTRU廃棄物、ウラン廃棄物さらには利用目的が無く廃棄物同様となる可能性の海外返還回収ウランまでが集積の虞があることも否定されていない。2050年頃までのコストを論議する以前に、これらを明確にする必要こそがあるのではないか。

6. シナリオ選択肢論議の前提条件が整っていない。

マスコミ報道では、4つのシナリオに沿った比較検討がほぼ終わり評価が出揃ったかのようなのだが、原子力委員会HP上からの資料等で判断する限り、適正な前提条件の下で論議されてきたとは思われない。六ヶ所再処理工場の稼働率100%というのは実現性零に等しいし、高速増殖炉路線も実用化(これに対しては、現に近藤原子力委員長も今年第33回定例会議議事録で疑念を表明している)のメドは立っていない。そして最も肝要なことは、全てのレベルの放射性廃棄物についてその処分方式確定と処分地確保の前提無しには、何れのシナリオ選択も意味がないのではないか。少なくとも今次長計改訂では、次次回改訂時までにはせめて高レベル廃棄物処分地の確定に努め、その間はシナリオ④当面貯蔵の現状維持について了解を得る努力が最優先課題ではないのか。

青森県と電気事業者間の使用済燃料に関する覚書の取扱も、各原発サイトでの使用済燃料管理も、そして海外返還放射性物質の取扱から再処理稼働後発生する廃棄物と廃止措置(デコミ)によって生ずる廃棄物に至るまでの全てが、明確に処分できる可能性が立証された時点で選択肢論議がなされるべきと思う。

以上